

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第13回）議事概要

1 日 時

平成22年1月29日（金）午後3時から午後5時00分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

池田 あけみ，伊藤 寿，小野 正 弘（家庭裁判所委員会委員を兼任），小泉 武 嗣，近藤 善 資，坂本 倫 城（家庭裁判所委員会委員を兼任），澤村 富美子，宅間 一 之
細川 隆 弘，明神 康 喜

イ 家庭裁判所委員会委員

石田 正 俊，井上 新 平，小野 正 弘（地方裁判所委員会委員を兼任），川竹 昭 夫，小池 覚 子，坂本 倫 城（地方裁判所委員会委員を兼任），品田 公 明，古谷 純 代
山中 悠紀子，溝渕 悦 子

(2) オブザーバー

松尾治子（高知地方裁判所次席書記官）

(3) 事務担当者等

小松 正 和（高知地方裁判所民事首席書記官），石川 公 寛（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），三村 行 高（高知家庭裁判所首席調査官），越智 博（高知家庭裁判所首席書記官），立道 包 壽（高知家庭裁判所事務局総務課長），長野 時 夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判員制度の運用状況について

(2) 意見交換等

ア 当庁所長から、先週の裁判員裁判において、裁判員候補者の方から事前に手話通訳の要望をいただきながら、これを見落とすという重大なミスにより、候補者の方はもとより、関係者各位に多大な御迷惑をお掛けしたことに対する謝罪が述べられた。

イ 伊藤寿委員及び松尾治子オブザーバーから、当庁における裁判員制度の運用状況についての説明が行われた。

ウ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員）

- 守秘義務についてですが、裁判員や補充裁判員同士において、お互いの個人情報に関わる情報についても、秘密を守るのですか。
- まず守秘義務は、裁判員や補充裁判員が自由な意見を言うことを保障するためや、ご本人の身の安全を因るためにあるものです。裁判員等の個人情報についてですが、裁判中は、お互いに名前を呼びあわずに評議等を行う運用をしています。ただ、裁判員等同士の間では、ご本人の意思で自分の名前を明らかにすることもあろうかと思いますが、明確な意思表示がない場合には秘密にする扱いです。裁判所としては、外部に対して、裁判員等の方々の個人情報を秘密にしています。裁判が終了した後は、ご本人の意思で、自分の個人情報を明らかにすることは守秘義務に違反しません。現に裁判が終了した後に行われる裁判員経験者の記者会見で、ご本人の意思によって、名前や職業などを明らかにされる場合もあります。
- 裁判員が議論する中で、裁判員間で反目しあうことがあるのではないかと思います。裁判所はどのような配慮をしているのですか。
- 一般論になりますが、意見で勝った負けたはなく、最終的な結論に達す

るために、意見はたくさん出てこそ議論が深まります。また、あらかじめ断った上で、自分の意見とは違う考えを述べてもらうこともあります。議論があまりに熱くなる場合には、休憩を取ることもあります。休憩をすることで、いい意見が出ることもあります。議論をする中で、裁判員同士が反目しあうということにならないよう配慮していますが、それが具体的に心配になるという事態はありません。

○ 報道で、右から○番目の男性裁判員がこういう発言をしたと報じられていました。その後、記者会見での受け答えで、私はこの人が発言したのかなと推測しましたが、そもそも誰が発言したという、発言者を特定することは、報道においてそれほど必要なのでしょうか。また、今後深刻な事件になるほど、記者会見で踏み込んで受け答えすることは難しくなるのではないかとの印象を持ちました。

○ 右から○番目の人といった細かい報道をすることは、マスコミの中でもいろいろな意見があります。報道機関としては、事実は事実として伝えたいと思っています。実名報道では不当に当事者の財産や名誉を毀損することになるときは、匿名報道をします。今回の○番目の人という報道は、裁判を具体的に伝えるための工夫の一つだと思います。報道機関としては、どこが裁判員裁判の課題か、市民レベルでどこまで伝えられたか、今後の裁判員裁判に向けて、よりよい報道を考えていきたいと思っています。

今回の裁判員裁判の感想として、二人の裁判員経験者が、裁判所における記者会見と、その後の裁判所外での記者会見に出席してくれ、裁判所外での記者会見では顔も映った状態で、自らの声で感想を述べてくれたことがよかったと思います。反面残念だったのは大きなミスがあったことと、その後の裁判所の対応は率直な意見としていかなものかだと思います。ミスがあったときにどのような対応をするかについて、ミスの説明の会見があれば、見ている人が納得するのではないかと思います。

- 記者会見の話が出ましたが、裁判員経験者にとって、あまり時間がないところで守秘義務を十分理解して記者会見に臨むのは難しいかもしれません。今回は執行猶予でしたが、これが死刑だったりすると、記者会見にいきなり臨んで対応できるのか心配です。かなり慎重になるのではないかと感じました。
- 辞退の申出があった場合、どの程度認められたのでしょうか。
- 辞退の理由は法律で決まっていますので、それに基づいて判断するわけですが、辞退理由がある人については、無理矢理にやってもらうようなものではないと考えます。例えば典型的な辞退事由として年齢がありますが、70歳以上の人は辞退したいと言えば、説得して無理にやってもらうようなものではありません。裁判員制度は、国民に無理な負担を強いるものではなく、無理矢理にさせるようなものではありません。
- わかりやすい判決とは、具体的にどういうことですか。
- まず、難しい言葉を使わないということです。例えば、被害者が許してくれたという意味で、これまで「宥恕」という言葉を使うことがありましたが、こういう言葉を使いません。次に、これまでは検察官や弁護人の主張することを列挙して、総合的な記載でした。それもある程度やむを得ない場合もあるのですが、そうではなく、なぜこの結論に至ったのか、評議でどこを重視したのかがわかるような記載をしなければならないと思っています。
- 裁判員候補者は、年齢構成などを考えて選ぶのですか。
- これは、選挙人名簿から無作為に選びます。ただ、70歳以上の方は、年齢を理由として辞退できますから、実際には70歳以上の方が裁判員候補者として裁判所に来られることは少ないかもしれません。
- 裁判員裁判の今後の改善として、事務管理上の危機管理として、想定されるケースをリストアップして対応をとるシステムを作ってはどうか

うか。

- 事前質問票のチェック態勢はどうなっていたのですか。今後はどう変わるのですか。
- 裁判があったのは先週のことです。現在、事務処理上の問題点などを分析するとともに、改善に向けての検討を行っているところであり、具体的には報告できませんが、今後どういうチェック態勢にしていくのか、次回以降の地裁委員会で報告させていただきたいと思っています。
- 今、改善策を説明するのは難しいですが、現在のチェック態勢を説明することはできるのでしょうか。
- ダブルチェックしていたはずが見落としをしたということです。
- 小さなお子さんがいる方のために、保育園も用意すると聞いていますが、それは裁判所の近辺に用意しているのでしょうか。
- 具体的には、高知市と協議して、こうちまち保育園と宮前保育園を用意しています。

5 次回開催予定

(1) テーマ

裁判員制度の運用状況について

(2) 開催日等

平成22年7月5日(月) 午後3時

(地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催)

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室